近鉄小倉駅周辺地区まちづくり検討委員会設置要項

(設置)

第1条 近鉄小倉駅周辺地区は、宇治市総合計画で広域的都市機能地域に位置付け、周辺との連携を図りながら住宅地を保全・改善するとともに、賑わいのある商業集積空間を形成する地域とし、都市計画マスタープランにおいては近鉄小倉駅周辺を地区拠点と位置付け、日常生活をおくる上で利便性が高く、暮らしやすい環境を目指すとしている。

近鉄小倉駅周辺地区まちづくり基本構想(以下「基本構想」という。)の策定にあたり、こうした上位計画の基本的な考えに各種調査や課題整理の結果及び地域意見を踏まえ、まちづくりについて様々な観点から検討を行うため、近鉄小倉駅周辺地区まちづくり検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。
- (1) 近鉄小倉駅周辺地区における基本構想の策定に関する事項
- (2) その他委員会において必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、別表に揚げる者をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は、学識経験のある者につき任命された委員のうちから委員の互選により選出する。
- 3 委員長は会議を総理する。
- 4 副委員長は、委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けるときはその職務を代理する。

(委員会の開催)

- 第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 2 委員長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(補足)

第7条 この要項に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、委員会に諮って委員長が定めるものとする。

附 則

この要項は、令和元年11月25日から施行する。